

お通いの大学生協の生協窓口 または
コープ共済センター

0120-16-9431 へ

受付時間 / 9:00~18:00 月~土(祝日含む) ※年末年始はお休みとなります(12/31~1/3)
※学生賠償責任保険・就学費用保障保険・扶養者死亡保障保険の事故連絡・保険金請求は24時間365日対応します。

コープ共済センター
音声ガイダンスのご案内

※時期により操作手順が異なる場合がございます。Webサイトも合わせてご確認ください。

1・2の番号からご用件をお選びください。その後は音声ガイダンスに従いお問い合わせ内容に応じた番号を押してください。(音声ガイダンスの途中でも番号選択は可能です。)

おかけいただく前に

- 1・2の音声ガイダンスを聞き直したいときは2を押してください。(もう一度1・2の音声ガイダンスを聞くことができます。)
- 一部の番号では、おとなぎした際「自動音声」による応答を行っています。
- お客様対応品質向上のため、通話内容を録音させていただきます。

- ・ご加入されている方は、お手元に「共済証書」「保険加入者証」等、契約内容がわかるものを、必ずご用意ください。
- ・番号のおかけ間違い、押し間違いにご注意ください。

1 ご加入前のお問い合わせ

2 ご加入後のお問い合わせ

1 保全手続き(契約の追加・変更・解約など)

2 共済金・保険金請求手続き

1 学生総合共済の事故連絡・共済金請求



2-2-2、2-2-3は学生賠償責任保険・就学費用保障保険の引受保険会社(三井住友海上火災保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社)の事故受付部門におつなぎするため、上記の1・2のガイダンスに戻ることができません。おかけ直しいただくこととなりますのであらかじめご了承ください。

2 学生賠償責任保険の事故連絡・保険金請求

24時間
365日対応
します

3 就学費用保障保険の事故連絡・保険金請求

3 その他のお問い合わせ

4 請求先が不明なとき

※扶養者死亡保障保険(共栄火災海上保険株式会社)についてはこちらでご案内します。

9 もう一度1・2の音声ガイダンスを聞き直したいとき

明日の暮らし、ささえあう

CO-OP 共済

共済 + 保険

HAND
BOOK

もしもの時も

みんなの力でたすけあい!

病気やケガをしたら
生協窓口へ



タヌロー

スピック

このハンドブックは、CO-OP学生総合共済(以下「学生総合共済」といいます)・学生賠償責任保険・就学費用保障保険に加入された皆さまに、各種申請のしかたなどをお知らせするものです。加入者ご本人(被共済者・被保険者)の手元に保管してお使いください。なお、学生総合共済の保障内容・契約などについての詳細はご契約のしおりをご確認ください。

日本コープ共済生活協同組合連合会

<https://kyosai.univcoop.or.jp/> (CO-OP学生総合共済・大学生協加入者用)

株式会社 大学生協保険サービス

<https://hoken.univcoop.or.jp/>

共済+保険HAND BOOK 目次

◎保障内容の概要	1
◎学生総合共済共済金請求のしかた	4
◎こんなコトが起きたら	6
●病気の治療をしたら	6
●事故によりケガをしたら	7
●ころに関する治療を受けたら／学生本人が亡くなられたとき・ 親扶養者にもしものことがあったら	8
◎契約の変更・解約・継続手続きについて	10
◎共済マイページ	12
◎学生賠償責任保険	14
●保険金請求のしかた	16
●示談交渉サービス/自転車事故を起こしたら	17
●一人暮らし特約ありの注意事項	18
◎就学費用保障保険	20
◎大学生協保険サービスがおすすめする保険	21
◎学生生活無料健康相談テレホン	22
◎新社会人コースB1200コース	24
◎大学生協学業継続奨学制度	25

■共済証書・保険加入者証について

加入1年目に「共済証書」「保険加入者証」をお届けします。満期まで大切に保管ください。

※「共済証書」「保険加入者証」は2年目以降はお届けいたしません。ご注意ください。

■所得控除について

学生総合共済の掛金については、その年の所得の金額から控除が受けられます。毎年9月以降に保険料控除に関する「共済掛金払込証明書」を発行します。学生賠償責任保険・就学費用保障保険は保険料控除の対象となりません。

(ご注意)

ここに掲載している内容は、学生総合共済(G1200、G1050、G1000、G500各コース)、学生賠償責任保険(19H、19HK)、就学費用保障保険(19W)の概要を説明したものです。詳しくは、CO-OP学生総合共済パンフレット(以下「学生総合共済パンフレット」といいます)をご覧ください。

上記以外の保障制度にご加入の場合は、Webサイトもしくは加入時の証書等をご覧ください。

～学生生活を24時間総合的に支える共済と保険～

保障内容の概要

■CO-OP共済連の保障制度

CO-OP学生総合共済

学生総合共済 病気やケガで入院、ケガで通院した場合などの保障

※満34歳以下の学生組合員が加入できます

●保障期間について

・共済期間は1年ですが、解約等のお申し出がない限り、学生の期間(最長満35歳の満期日まで)は自動的に契約を更新します。

・卒業や退学等で学生でなくなった場合は、共済期間の途中であっても、学生でなくなった日(卒業の場合は申告いただいた卒業予定年月の末日、退学の場合は退学日)をもって契約は解約となります。

・共済期間の途中で契約を解約する際、未経過掛金がある場合は、契約解約(保障終了)時に掛金振替口座に返金いたします。

・発効日が月の1日でない場合は、発効当日(発効日の1年後にあたる日)の属する月の末日が満期日となります(例:発効日が4月6日の場合、満期日は翌年の4月30日)。



あわせておすすめする保険

学生賠償責任保険	他人の身体や他人の財物等に対する賠償責任保障(一人暮らし特約なし19H) 前記(19H)に加え、住まいの火災などの保障(一人暮らし特約あり19HK)
就学費用保障保険	扶養者が死亡・ケガによる重度後遺障がいで扶養できなくなっても学業継続をサポートする保障

※被保険者(保障の対象となる方)としてご加入いただくことができるのは、日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「コープ共済連」という)の会員である大学生協の組合員であり、保険期間の末日において満23歳未満の方または、学校教育法に定める学校の学生または生徒の方です。

●保険期間について

新入生の方が3月31日までに加入申込み(保険料払込み)された場合は、4月1日午前0時から翌年の4月1日午後4時までとなります。中途加入される場合、保険料払込日の翌日午前0時から翌年の4月1日午後4時までとなります。

●団体保険契約について

・学生賠償責任保険は、コープ共済連が保険契約者となり、幹事保険会社である三井住友海上火災保険株式会社(以下、「三井住友海上」という)と契約を締結する団体契約です。

・就学費用保障保険は、コープ共済連が保険契約者となり、幹事保険会社である東京海上日動火災保険株式会社(以下、「東京海上日動」という)と契約を締結する団体契約です。

・2年目以降の継続については、P.10をご覧ください。

～学生生活を24時間総合的に支える共済と保険～ 保障内容の概要

学生総合共済G1200コースの保障内容

詳しくはご契約のしおりをご覧ください。



病気・ケガ	入院 1日目から360日分	日額 10,000円
	長期入院 270日以上連続した入院 (1回の入院について1回のみ)	60万円
	手術 共済事業規約に定める支払い対象手術を受けた場合 入院・通院の支払限度日数を超えた後の手術も対象	1回の手術につき 50,000円
	学業復帰支援臨時費用 重度後遺障害を負って復学した場合	共済期間(1年)につき1回 100万円
	重度後遺障害※1 病気・事故問わず重度後遺障害となった場合 *障害の程度に応じて金額が変わります。	最高 600万円
ケガ	通院 事故日から180日以内、1日目から90日分 (固定具保障を含みます) 固定具を装着した場合、10日分の通院があったものとみなします。	日額 2,000円 (固定具保障)1事故につき定額 20,000円
	事故後遺障害 事故日から2年以内の所定の後遺障害状態 *障害の程度に応じて金額が変わります。	最高 600万円
こころ	こころの早期対応保障 精神疾患の診療を受けたとき	共済期間(1年)につき1回 10,000円
本人の死亡	死亡 学生本人が死亡した場合(病気・事故問わず)	100万円 +
	事故死亡 学生本人が事故により死亡した場合 (事故日から2年以内)	上記にプラス 50万円
親扶養者の死亡	親扶養者死亡・親扶養者重度障害※2 病気・事故問わず親・扶養者が死亡または重度障害となった場合	50万円
	扶養者事故死亡・扶養者事故重度障害※2 扶養者が事故により死亡または事故により重度障害となった場合 お支払い後に変更された扶養者も対象 (事故日から2年以内)	500万円

※1 労働者災害補償保険法施行規則の障害等級表の1級、2級、3級の状態。

※2 労働者災害補償保険法施行規則の障害等級表の1級、2級、3級の②③④の状態。

学生総合共済 各コースの保障内容

保障内容	G1200コース	G1050コース	G1000コース	G500コース
死亡共済金	100万円	100万円	100万円	—
重度後遺障害共済金	最高 600万円	最高 600万円	最高 600万円	最高 150万円
事故死亡共済金	50万円	50万円	50万円	—
事故後遺障害共済金	最高 600万円	最高 600万円	最高 600万円	最高 150万円
学業復帰支援臨時費用共済金	100万円	100万円	100万円	—
本人の保障				
病気入院共済金	日額 1万円	日額 1万円	日額 1万円	日額 5,000円
病気長期入院共済金	60万円	60万円	60万円	30万円
ケガ入院共済金	日額 1万円	日額 1万円	日額 1万円	日額 5,000円
ケガ長期入院共済金	60万円	60万円	60万円	30万円
ケガ通院共済金	日額 2,000円 (固定具2万円)	日額 2,000円 (固定具2万円)	日額 2,000円 (固定具2万円)	日額 1,000円 (固定具1万円)
手術共済金	5万円	5万円	5万円	2万円
こころの早期対応保障共済金	1万円	1万円	1万円	1万円
親扶養者の保障				
親扶養者死亡共済金・親扶養者重度障害共済金	50万円	50万円	—	—
扶養者事故死亡共済金・扶養者事故重度障害共済金	500万円	—	—	—
共済掛金(年払)	14,400円	12,600円	12,000円	6,000円

留学生向けの契約(G500コース)の保障内容はWebサイト、留学生向けパンフレットもあわせてご覧ください。

Details of coverage for International Students →



学生総合共済共済金請求

※共済金のご請求およびお支払いの詳細についてはご契約のしおりをご確認ください。
※共済マイページでのお手続きが便利です。(ケガ通院共済金)

のしかた

ご契約のしおり

共済マイページについて



1 連絡をします

■ 下記のいずれかのお手続きをお願いします。

- お通りの大学生協窓口に行く
- コープ共済センターへ連絡

マイページで簡単手続き

- 共済マイページログイン ▶▶▶

※共済商品により可能な手続きが異なります。
契約状況・時期・ご請求内容などにより、お取り扱えない場合があります。



■ 大学生協窓口やコープ共済センターでは、病気や事故・ケガ、その他の状況をおうかがいします。

大学生協窓口の場合は営業時間をご確認ください。

■ 治療が終了または目的が立ってからご連絡ください。

※治療途中での請求は治療期間などにかかわらず、診断書が必要となります。そのため治療の目的が立ってからのご請求をお願いします。
※手術共済金のご請求をいただく場合、あらかじめ医療機関に手術名、手術コードをご確認のうえご連絡いただけますと、より詳細なご案内をすることができます。

〈学生総合共済の共済金請求に関するご連絡〉

◎コープ共済センター 0120-16-9431

★携帯電話からもご利用できます。

受付時間/9:00~18:00 月~土(祝日含む)

※年末年始はお休みとなります(12/31~1/3)

2→2→1を選択すると、学生総合共済の事故連絡・共済金請求につながります。

※お手元に「共済証書」等、ご契約内容がわかるものをご用意ください。

2 必要な書類を受け取ります

■ 大学生協窓口やコープ共済センターでおうかがいした内容にもとづいて共済金の請求に必要な書類をお渡します。(電話の場合は郵送します。)

- 治療内容や入通院の期間、ご契約内容によって共済金の請求に必要な書類が異なります。
- 医療機関からもらった領収証(書)・レシート・診療明細書等は請求の際、必要になることがあります。大切に保管しておきましょう。

3 必要な書類を揃えます

■ 受付時にお渡しするご請求書類等をご確認のうえ、書類をご用意ください。

- 診断書等の取得費用は、加入者の負担です。
- 不明な場合はお通りの大学生協窓口やコープ共済センターまでお問い合わせください。

4 書類を提出します

■ 専用の返信用封筒にて、郵送してください。

※共済マイページでお手続きの場合は不要。

5 コープ共済連で審査し、共済金をお支払いします

■ 提出された書類の内容を確認のうえ、お支払いします。

- 書類の不足や記載内容に不明な点がある場合はご連絡いたします。また、あらためて他の書類をご提出いただくことがあります。
- お支払いの可否は書類提出後の判断となります。
- 調査などで日数がかかる場合もあります。その場合は請求者様にご連絡をします。

6 「お支払いのご通知」をご確認ください

- お支払いする共済金・金額の明細を記載した「お支払いのご通知」を郵送します。
- 共済金をお支払いできない場合は、その理由を書面にて通知します。

●用語等の説明

■ 医師について

医師とは医師法に定める「医師」または歯科医師法に定める「歯科医師」とします。

脱臼、骨折、打撲または捻挫の場合に限り、柔道整復師による施術も医師の治療に準ずるものとします。

■ 病院について

保障対象の医療機関とは医師法・歯科医師法の「病院」「医院」「診療所」をさします。柔道整復師法の「接骨院」「整骨院」も含まれます。

■ 領収証(書)について

領収証(領収書)とは、医療機関名・患者氏名・治療日・入通院区分・金額(報酬点数)が明記されているものです。

■ 事故/後遺障害、事故・病気/重度後遺障害について

労働者災害補償保険(労災)に準じた等級区分ごとに定められた支払割合で共済金をお支払いします。

こんなコトが起きたら

※「お支払いしない場合」「削減してお支払いする場合」などの保障内容の詳細についてはご契約のしおりをご確認ください。



病気の治療をしたら

- 急性虫垂炎で入院
- 急に胸の痛みと呼吸が苦しくて入院
- 熱中症により入院

保障内容は本冊子P.2、または学生総合共済パンフレットにてご確認ください。

病気で入院された場合に確認させていただきたいこと

【ご注意】退院されてからのご請求をお願いします。

入院をされた場合

- 入院した医療機関名
 - 入院開始日と退院日
- ※入院途中でのご請求の場合は入院期間などにかかわらず、診断書が必要になります。

手術の有無

手術名称(医療機関より発行される診療明細書等に記載の正式名称)をお申し出ください。また、他社の診断書等によりアルファベットのKもしくはMなどから始まる手術区分コードがわかる場合は、そのコードもあわせてお申し出ください。

あわせて申請の際に下記の事項をおうかがいすることがあります

- 発病日(具合が悪くなった頃) ●初診日 ●病状(病名)
- この病気での過去の入院の履歴 ●手術日

ご注意ください ~共済金をお支払いできない場合~

被共済者が新規契約の発効日の前日以前においてすでに罹患していた病気を原因として、新規契約の発効日から発効日を含んで1年以内に入院・手術を開始した時は共済金をお支払いできません。

事故によりケガをしたら

- 自転車で転倒しケガをした
- 自宅で調理中に包丁で手を切った
- スポーツでケガをした

保障内容は本冊子P.2、または学生総合共済パンフレットにてご確認ください。

事故(ケガ)で入院・通院された場合に確認させていただきたいこと

- いつ、どこで、どのように、事故(ケガ)をされたのか

【ご注意】退院または通院が終了されてからのご請求をお願いします。

入院をされた場合

- 入院した医療機関名
 - 事故日と入院開始日および退院日
- ※入院途中でのご請求の場合は入院期間などにかかわらず、診断書が必要となります。

通院をされた場合

- 通院した医療機関名(病院、整骨院など)
 - 通院期間(いつからいつまでに何回通院されたか)
 - 事故(ケガ)による固定具の装着について
- ※通院途中でのご請求の場合は通院日数などにかかわらず、診断書が必要となります。

手術の有無

手術名称(医療機関より発行される診療明細書等に記載の正式名称)をお申し出ください。また、他社の診断書等によりアルファベットのKもしくはMなどから始まる手術区分コードがわかる場合は、そのコードもあわせてお申し出ください。

あわせて申請の際に下記の事項をおうかがいすることがあります

- ケガの部位・状態(例:右足、骨折) ●初診日 ●手術日

こんなコトが起きたら

※「お支払いしない場合」「削減してお支払いする場合」などの保障内容の詳細についてはご契約のしおりをご確認ください。



こころに関する治療を受けたら

- ・うつ病で診療を受けた
- ・不安障害、パニック障害で診療を受けた
- ・摂食障害で診療を受けた

保障内容は本冊子P.2、または学生総合共済パンフレットにてご確認ください。

こころの早期対応保障

精神疾患の治療を目的とし、共済期間中に病院または診療所に通院し、公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象となる精神科専門療法の診療を受けた場合、共済金をお支払いします。

※共済期間（1年）につき1回お支払いします。

精神疾患で入院された場合は病气入院共済金もご請求いただけます

【ご注意】退院されてからのご請求をお願いしています。

- 入院開始日と退院日
- 入院途中でのご請求の場合は入院期間などにかかわらず、診断書が必要となる場合があります。

学生本人が亡くなられたとき

死亡
事故死亡

保障内容は本冊子P.2、または学生総合共済パンフレットにてご確認ください。

親扶養者にもしものことがあったら

親扶養者死亡・親扶養者重度障害
扶養者事故死亡・扶養者事故重度障害

保障内容は本冊子P.2、または学生総合共済パンフレットにてご確認ください。

！ 交通事故にあったら…

交通事故で相手が治療費を全額払う場合でも共済金は入院・通院日数に応じてお支払いできます。

！ 旅行や留学など遠隔地や海外で入院・通院治療をしたときは…

現地の病院でもらった領収証やレシート、診察券などは大切に保管しておきましょう。共済金請求の際、提出していただくことがあります。

※海外に行かれる場合は、海外旅行保険にもあわせてご加入することをおすすめします。

ストーカー被害見舞金制度について

初めての共済契約申込日の翌日以降、日本国内においてストーカー行為等に関わる被害を受け、当該被害につき共済期間中にストーカー規制法に定める申出をして、被害拡大予防のための防犯対策等を行った場合にストーカー被害見舞金を支払います。

※共済期間（1年）につき1回のみとなります。

「学業復帰支援臨時費用」「後遺障害に関する保障」「こころの早期対応保障」「ストーカー被害見舞金制度」は、高い水準でのプライバシー確保が必要であることなどから、大学生協窓口では受付できません。「コープ共済センター」へご連絡ください。

◎コープ共済センター 0120-16-9431

★携帯電話からもご利用できます。

受付時間 / 9:00~18:00 月~土（祝日含む）

※年末年始はお休みとなります（12/31~1/3）

※お手元に「共済証書」等、ご契約内容がわかるものをご用意ください。

契約の変更・解約・継続手続きについて

■ 変更について

以下のお手続きは、大学生協窓口またはコープ共済センターまでご連絡ください

- コース・型の変更
- 休学や留学などによる卒業予定年や月の変更
- 契約者、被共済者または扶養者の氏名・住所の変更
- 共済掛金・保険料の振替口座の変更
- お通いの大学・所属する生協の変更

■ 解約・契約の終了について

共済・保険契約を解約する場合は、大学生協窓口またはコープ共済センターまでご連絡ください。なお、解約返戻金がある場合は、解約返戻金をお支払いします。(月割りとなり、日割りの返金はありません。)
なお、書類を生協で受付した日が属する月が解約月となります。

●任意解約

学生総合共済・学生賠償責任保険・就学費用保障保険

「解約届到着月の末日」が解約指定日となります。

●卒業や退学等による解約・満了

学生総合共済

・卒業の場合は申告いただいた「卒業予定年月の末日」が満了日となります。

・退学の場合は「退学日」、生協を脱退された場合は「生協脱退日」が解約指定日となります。

学生賠償責任保険・就学費用保障保険

・卒業の場合は申告いただいた「卒業予定年月の末日」が解約指定日となります。

・退学の場合は「退学日」、生協を脱退された場合は「生協脱退日」が解約指定日となります。

・解約指定日を過ぎて書類が生協に到着した場合は、「解約届到着月の末日」が解約指定日となります。

<出資金返還について>

出資金返還(生協の脱退)は、お通いの大学生協窓口にてお手続きをお願いします。コープ共済センターではお受けできません。

*大学生協窓口は、こちらでご確認いただけます。
(大学生協のサイト検索)

<https://kyosai.univcoop.or.jp/faq/list.html>



■ 継続手続きについて

- 共済掛金・保険料は2年目以降、ご登録いただいた口座からの振替となり、卒業予定年月まで自動継続します。
- ご契約の満期日の3か月前に「掛金口座振替のお知らせ」をお送りいたします。ご加入時期により、「お知らせ」の発送時期が異なります。ご了承ください。

■ 口座登録について

- 2年目以降の共済掛金・保険料の口座振替のため、口座振替依頼書の提出をお願いします。なお、ご提出いただく用紙によってはお控えが出ませんので、お手数ですが必要な場合はご自身でコピー等をお取ください。
- 新規加入時に口座振替依頼書をご提出いただけなかった場合または口座情報に不備があった場合、再度提出のお願いをお送りします。
- 口座登録完了後の結果通知はお送りしていません。口座振替の時期に、金融機関の入出金明細等でご確認をお願いします。
- ご登録される金融機関(ネット銀行、印鑑レス口座等)によっては、「振替口座登録・変更届」をご提出後に、口座名義人様宛に金融機関より口座振替に関する承認メール等が届く場合がございます。こちらの承認をもって口座振替登録が完了となります。なお、三菱UFJ銀行・三井住友銀行・みずほ銀行・りそな銀行・ゆうちょ銀行の5行は日本コープ共済生活協同組合連合会より、その他の金融機関は、収納代行会社(SMBCファイナンス株式会社または三井住友カード株式会社)より収納いたします。

■ 口座振替について

- お住まいの地域の生協(コープ、CO・OP等)でご加入の共済と同じ口座をご登録いただく場合、共済掛金・保険料を合算して振替される場合がございます。

●Webサイトもご利用ください

※学生総合共済の「契約の継続および変更」「契約の終了」の詳細について

- ご契約のしおり



<学生総合共済の保全手続き(契約の変更・解約など)に関するご連絡>

◎コープ共済センター 0120-16-9431

★携帯電話からもご利用できます。

受付時間/9:00~18:00 月~土(祝日含む)

※年末年始はお休みとなります(12/31~1/3)

2→1を選択すると、学生総合共済の保全手続きにつながります。

※お手元に「共済証書」等、ご契約内容がわかるものをご用意ください。

共済マイページ

共済マイページでお手続きできること



契約内容・共済金振込履歴の確認



ケガ通院共済金の請求



住所・電話番号の変更



共済掛金振替口座の変更



名字の変更



契約者変更(承継)届の書類発行



控除証明書の再発行・電子発行

※共済商品により可能なお手続きが異なります。契約状況・時期ご請求内容などによりお取り扱いできない場合があります。

24時間いつでもどこでも
お手続きができます



共済マイページのいいところ

- ①CO・OP共済の保障内容をいつでも確認できる
- ②不明点はWEBチャットで質問できる



ログイン・利用登録は
こちらから！



【共済マイページ】に関するお問合せ先

インターネットサポートデスク

0120-888-052

受付時間：9：00～21：00

受付日：月曜日～日曜日(祝日を含む。年末年始12/31～1/3は休業)

学生賠償責任保険

(19H)
(19HK)

学生・子ども総合保険、施設・生産物賠償責任保険

詳しくは
こちらから



引受(幹事)保険会社:三井住友海上火災保険株式会社
取扱代理店:株式会社 大学生協保険サービス

学生賠償責任保険(一人暮らし特約なし) (19H) の保障内容

個人賠償責任保険※1 日常生活および実習中	1事故最高 3億円まで (情報機器等の記録情報の事故 は500万円を限度とします。) (示談交渉サービス付/国内)
人格権侵害賠償責任保障 正課の講義	年間最高 500万円まで
感染事故損害防止費用保障	年間最高 500万円まで
傷害見舞費用保障	被害者1名につき 最高 50万円まで (上記は死亡見舞費用保険金 の場合であり、費用の種類に よって金額は異なります。た だし1事故につき最高100 万円までとなります。)
後遺障害保障	最高 10万円まで (後遺障害の程度により、支払 う保険金の額が異なります。)

こんなときは保障できません

- ※1
- 自動車、バイク(原付を含む)、ナンバー付きの電動スクーター及びキックボード(エンジン付き)、フル電動自転車による第三者への賠償責任
 - スポーツにおける参加者間の賠償責任(法律上の賠償責任が発生しない場合)
 - 大学の管理責任下での賠償責任(法律上個人に責任がない場合)
 - 新規加入者または被保険者の故意による損害
 - 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害

など

学生賠償責任保険
保障のあらまし・重要事項説明書



学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり) (19HK) の保障内容

★14ページの(19H)に加え、下記の一人暮らし特約を付帯

借家人賠償責任保障 ※2	借家人賠償責任保障	1事故最高 1,000万円まで (示談交渉サービス付)
家財保障※3	家財保障	1事故最高 200万円まで
	破損・汚損保障	1事故最高 50万円まで (免責金額1万円)
	家財・自転車盗難保障	1事故最高 50万円まで
	現金盗難保障	1敷地内につき 10万円まで
修理費用保障	臨時費用	損害保険金の10% (1事故1敷地内ごとに 最高20万円まで)
	借用住宅修理費用保障	1事故最高 15万円まで
水道管修理費用保障	水道管修理費用保障	1事故1敷地内ごとに 最高10万円まで
	父母駆けつけ費用保障	父母駆けつけ費用保障 (救護者費用)

こんなときは保障できません

- ※2
- 欠陥、腐食、さび、かび、その他自然消耗などを原因とする損害
 - 地震・噴火・津波による損害
 - 貸主に借用住宅を引き渡した後に発見された損壊による損害賠償責任

※3
通学途上で財布を盗まれたような住宅(敷地を含む)外での盗難事故などはお支払いできません。

新入生(編入学・院入学を含む)の新規加入者には、「入学前火災保障」がございませぬ。
詳しくは、CO-OP学生総合共済(大学生協組合員用) Webサイトをご覧ください。



保険金請求のしかた (19H) (19HK)

1 コープ共済センターへ電話で報告 します

インターネットでの事故受付も可能です。
学生賠償責任保険の事故のご連絡
<https://jiko-univcoop.com/>



- 大学生協の学生賠償責任保険の加入者であることをお申し出ください。合わせて「保険加入者証」等、ご契約がわかるものをご用意ください。
- 電話では、事故の原因、被害状況、被害金額、その他の状況等をおうかがいします。
- 事故に関して金銭を支払った場合の領収書、レシートは必ず保管しておきましょう。

〈学生賠償責任保険に関するご連絡〉

①コープ共済センター 0120-16-9431

★携帯電話からもご利用できます
受付時間/24時間365日対応

2→2→2を選択すると、三井住友海上事故受付部門につながります。

※お手元に「保険加入者証」等、ご契約内容がわかるものをご用意ください。

2 三井住友海上から必要書類を受け 取ります

- 電話でおうかがいした内容にもとづいて、保険金の請求に必要な書類を郵送します

3 必要な書類を揃えます

- 事故に関して金銭を支払った場合、それらの領収書、レシートが必要になります。
 - 一人暮らし特約の保険金の請求時は、事故の状況を確認するため「現場および損害箇所、損害物」の写真をご提出いただきます。
- ※事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
必要な書類については、大学生協保険サービスのWebサイトもご覧ください。

4 三井住友海上に書類を提出します

5 三井住友海上で審査し、保険金をお支払いします

- 提出された書類の内容を確認のうえ、お支払いします。
- 調査などで日数がかかる場合もあります。その場合は請求者様に連絡いたします。

学生賠償責任保険の保険金請求は
保険始期に応じて異なります。
詳細についてはこちらでご確認ください。



示談交渉サービス

「重要」

賠償事故を起こした場合、被害者とその場で賠償額や慰謝料などの話はせずに、コープ共済センターに連絡しましょう!

借家人賠償責任保障を請求する際のご注意

大家(貸主)さんと取りかわす「示談書」は三井住友海上から承認の連絡があるまで取りかわさないでください。
修理の「見積書」と「現場写真」などの必要書類を事前に提出いただいた後、三井住友海上から示談についての可否を連絡します。

- 国内の賠償事故には「示談交渉サービス」が付いています。示談交渉サービスとは、この保険の被保険者が加害者となったとき、相手方および被保険者の同意を得られた場合、被保険者に代わって保険会社が被害者と折衝し、解決するサービスです。学生の精神的・時間的負担などを軽減するサービスとして、多くの方にご利用いただいています。
- 他人のプライバシー侵害や名誉毀(き)損に対する賠償責任は、示談交渉サービス対象外です。

もし自転車事故を起こしてしまったら 慌てず下記の流れに従って行動しましょう

●ケガ・状況の確認

- ①ケガの確認:相手の方の意識はあるか、出血はあるか、会話は可能か確認しましょう。
- ②状況の確認:二次被害が起きる危険な場所でないか確認し、必要に応じて移動しましょう。

●救急・警察に通報

- ①重傷の場合など緊急性の高い場合は、救急車を呼びましょう。(119番)
- ②警察に連絡をしましょう。(110番)
 - ・現在地、目印になるものを答えましょう。
 - ・事故状況を説明しましょう。
 - ・落ち着いた、警察、救急隊、病院関係者の指示に従いましょう。

●相手の身元の確認

- ①状況が落ち着いたことを確認でき次第、相手の「氏名」「住所」「連絡先」を確認しましょう。
- ②こちらの連絡先も相手に伝えましょう。

※賠償事故を起こした場合、賠償額や慰謝料の話は、示談交渉サービスを利用して行いましょう。

●関係者への連絡

家族、学校に連絡しましょう。

賠償

火災・水ぬれ等で借用住宅や階下の住戸に損害が発生した場合

財

火災・水ぬれ、風水害、破損・汚損で家財に損害が発生した場合

盗

盗難により家財に損害が発生した場合

賠償事故

自身の家財損害

盗難被害

共通

● 共通事項

☆まずは自身の安全確保と被害者の救済を

☆火災は119番。初期消火も可能な範囲で

☆盗難は110番。

① 関係者への連絡と被害拡大の防止

- ④ 速やかに警察に通報してください。
- ◎ 速やかに大家(貸主)さんや被害者に連絡をしてください。
- ④ 警察に盗難の届出をすると、「受理番号」が発行されます。その番号は請求の際必要になります。
- ④ 通帳やキャッシュカード、クレジットカード、健康保険証、運転免許証、パスポート等届出が必要なるものを盗まれた場合は、該当する連絡先に速やかに届出をしてください。
- ④ 賠償額や慰謝料の話は、示談交渉サービスを利用して行いましょう。

② 損害状況の記録

- ◎ 損害現場(箇所)の写真を撮り、損害の状況がわかるよう記録を残してください。
- ④ 家財保障の対象となる家財が損害を受けた場合、その家財の写真を撮り、家財も処分せず保管しておいてください。
- ④ 盗難被害に気付いたら現場をできるだけ発見時のままにして写真をお撮りください。

事故がおきたらやることチェックリスト

● 関係者への連絡

(チェック)

「保険加入者証」等、ご契約がわかるものを準備する

- | | | | |
|---|-------|-------------------------|--------------------------|
| ◎ | 大家さん | への連絡 | <input type="checkbox"/> |
| ④ | 被害者 | への連絡(被害者・階下の住人等) | <input type="checkbox"/> |
| ④ | 警察 | への連絡 | <input type="checkbox"/> |
| ④ | 銀行等 | への連絡(キャッシュカードやクレジットカード) | <input type="checkbox"/> |
| ④ | 役所等 | への連絡(保険証や免許証) | <input type="checkbox"/> |
| ④ | 管理会社等 | への連絡(スベアキー、鍵の交換等) | <input type="checkbox"/> |
| ◎ | 扶養者 | への連絡 | <input type="checkbox"/> |

● 損害状況の記録

(チェック)

- ◎ 損害現場の写真を撮った。
- ◎ 損害を受けた家財の写真を撮った。
- ◎ 損害を受けた家財は捨てずに保管してある。
- ◎ 事故に関して支払った場合、レシート・領収書は保管してある。

● 保険金の請求手続き

(チェック)

- ◎ ①事故報告 コープ共済センターへの電話
- ◎ ②三井住友海上から書類受取
- ◎ ③必要書類の準備
- ◎ ④三井住友海上への書類送付
- ◎ ⑤三井住友海上から保険金額の連絡・保険金支払い

就学費用保障保険

学業費用補償特約(大学生等用)・疾病による学業
費用補償特約(大学生等用)付帯総合生活保険
引受(幹事)保険会社:東京海上日動火災保険株式会社
取扱代理店:株式会社 大学生協保険サービス



詳しくはこちらから

大学生協保険サービスがおすすめする保険

お見積り・お申し込みはインターネットから

大学生協 保険

検索



就学費用保障保険19Wの保障内容 (1口加入の場合)※最大15口までご加入できます

学資費用の保障	1年間最高 25万円まで (定期代・一人暮らしの家賃は 口数にかかわらず年間10万円 まで)
後遺障害保障 学生本人が後遺障害を 負ったときの保障	1事故最高 10万円まで (後遺障害の程度に応じて決定)

こんなときは 支払われません

就学費用保障保険
保障のあらまし・重要事項説明書



- 保障開始前にすでに負担していた(払込みが終了した)学資費用
- 扶養者が死亡(※1)する前に既に負担していた学資費用
- 扶養者が死亡(※1)する前に既に加入者が扶養されていない場合
- 扶養者が保険始期前に発病した病気により死亡した場合(※2)
(※1)事故の場合は、重度後遺障害を含みます。
- (※2)初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による
扶養不能状態であっても、初年度契約の保険始期日から1年
を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金の支払い
対象となります

保険金請求のしかた

- ①コープ共済センターへ電話で報告します。
- ②東京海上日動から必要書類を受け取ります。
- ③必要な書類を揃えます。
- ④東京海上日動に書類を提出します。
- ⑤東京海上日動で審査し、保険金をお支払いします。

〈就学費用保障保険に関するご連絡〉

◎コープ共済センター 0120-16-9431

★携帯電話からもご利用できます
受付時間/24時間365日対応

2→2→3を選択すると、東京海上日動事故受付部門につながります。

※お手元に「保険加入者証」等、ご契約内容がわかるものをご用意ください。

■海外旅行・留学保険

海外旅行・留学に行かれる場合、海外旅行保険・海外留学保険は「海外渡航の必需品」とされています。これまでの事故内容等から提携保険会社と協同で独自の仕組みを設計した保険です。海外旅行や留学で渡航をされる組合員の方へ加入をおすすめしています。

■国内旅行総合保険

国内旅行に行かれる場合、目的地までの移動中(列車、飛行機、船、バス、自動車などに搭乗中)の事故、旅先での観光、スポーツ、買物中、また、宿で起きた事故などご自宅を出られてからご帰宅されるまでのアクシデントを補償します。国内旅行をされる組合員の方に加入をおすすめしています。

■バイク自賠責保険

自賠責保険は、法律により原動機付自転車(原付)を含むすべての自動車に加入が義務付けられています。

■自動車保険

車を運転する人のための保険で、自賠責保険では補償されない損害にも備えられる任意保険です。「人身傷害」「搭乗者傷害」「無保険車傷害」「自損事故」「車両」などを補償するために加入をおすすめしています。

■バイク保険

二輪自動車(125cc超)および原動機付自転車(125cc以下の二輪車および50cc以下の三輪以上の車)に付ける任意保険です。自動車保険と同じように備えておきたい補償はバイクも同じです。

■1日自動車保険

運転免許を持っていてマイカーを所有されていない方が、短期間に対象となる四輪自動車を借用して運転する場合の、万が一に備えることができます。「ちょいのり保険」または「1DAY保険」が選べます。

プライバシーは厳守しますので、安心してご相談ください。保護者の方もご利用できます。

からだところの健康相談

☎ 0120-888-110

★携帯電話からご利用できます。

からだところに関する悩みに専門の相談員が答えてくれます。対面では相談しにくい内容でも安心して利用できます。

●専門の相談員がお答えします

ヘルスアドバイザー …看護師・保健師・管理栄養士

専門 医 …内科、整形外科、外科、精神・神経科、
眼科、産婦人科

メンタルヘルス …臨床心理士など

●こんな相談が寄せられています

- ・日常のケガや病気に関する相談
- ・病気やケガなどについて受診中、または受診後の疑問や不安
- ・食生活や運動、検診についてなど
- ・性に関する悩み
- ・ストレスや不安、拒食・過食などところの悩み

●ご利用にあたり

- ・電話番号は通知設定でご利用ください。
- ・ご利用に際し学生総合共済加入確認のため、契約者顧客番号・氏名・大学等・学年をおうかがいいたします。
- ・サービス品質向上のため、相談内容を録音・記録しております。

(免責事項)

本サービスはご利用者の方に適切な健康医療相談、医療機関案内及びメンタルヘルスカウンセリングを提供し、ご利用者の方の心身の健康状態を改善させることが目的であり、日本コープ共済生活協同組合連合会、ダイヤル・サービス株式会社、およびサービスを運営するカウンセラー(以下、「サービス関係者」という)は、その目的を達成するために誠心誠意努力します。しかしながらその目的が達成できなかった場合でも、サービス関係者はいかなる責任も負いません。また、本相談には継続性はなく、対応するカウンセラーの指名はできません。治療中の利用者の方は、主治医の意見を優先してください。

本サービスは医師法等関係法令が規定する診察・治療や医薬品の提供は一切行いません。

以上をご理解いただいたうえでご利用ください。

くらしの相談

☎ 0120-365-755

★携帯電話からご利用できます。

ストーカー被害や一人暮らしのトラブルなど、日常生活で困ったことの相談を受付し、アドバイスを行い、必要手続きの案内を行っています。また、専門家、行政機関、消費者保護団体等の紹介などの窓口案内も行っています。

●以下の事項に関しては、相談の対象外とします。

- ・恋愛・信仰など、個人の価値観に係る事項
- ・進学・就職など、大学内に既に所定の相談窓口が設けられている事項
- ・法令や社会通念に反する事項
- ・法律相談、あるいはそれに準じた対応
- ・その他、情報提供が著しく困難と認められる事項

●ご利用にあたり

- ・電話番号は通知設定でご利用ください。
- ・ご利用に際し学生総合共済加入確認のため、契約者顧客番号・氏名・大学等・学年をおうかがいいたします。
- ・サービス品質向上のため、相談内容を録音・記録しております。

(免責事項)

1. 「くらしの相談」は、日本コープ共済生活協同組合連合会が運営を委託したジャパンベストレスキューシステム株式会社が運営しております。
2. くらしの相談コールセンターが提供する情報は、被共済者がトラブルを解決するための一手段であり、被共済者に強制するものではないとともに、情報の利用についての責任は被共済者本人に帰属するものとします。
3. 故意または重大な過失がない限り、くらしの相談コールセンターが提供した情報の利用によって生じた被共済者または他者の損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。)およびサービスを利用できなかったことにより発生した被共済者または他者の損害に対し、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。

新社会人コースB1200コース

掛金払込方法：月払／口座振替
加入できる年齢（発効日の年齢）／満29歳まで
保障期間／満30歳の満期日まで



卒業後も健康状態に関わらず継続可能です

- ポイント1** 月々1,200円のお手頃な掛金で続けやすい
- ポイント2** 学生総合共済と同じ、入院日額10,000円の保障
事故通院日額保障2,000円
- ポイント3** 30歳まで続けられ、30歳満期後も健康状態に関わらずCO-OP共済(たすけあい)へ継続可能

新社会人コースB1200コース保障内容

学生総合共済G1200コース 共済金額	保障内容	新社会人コースB1200コース 共済金額
日額 1万円	病气入院・事故(ケガ)入院 (1日目から360日分)	日額 1万円
日額 2,000円	事故(ケガ)通院*1 (事故日から180日以内 1日目から90日分)	日額 2,000円
1回の手術につき 5万円	手術 (共済事業規約に定める支払対象手術を受けた場合)	1回の手術につき 5万円
60万円	長期入院 (270日以上連続した入院)	60万円
最高★ 600万円	重度後遺障害*2 (病气・事故問わず)	最高★ 600万円
最高★ 600万円	事故後遺障害 (事故日から2年以内の所定の後遺障害状態)	最高★ 600万円
100万円	死亡 (病气・事故問わず)	100万円
上記に⊕ プラス50万円	事故死亡 (事故日から2年以内)	上記に⊕ プラス50万円
50万円	親扶養者死亡・親扶養者重度障害*3	50万円
500万円	扶養者事故死亡・扶養者事故重度障害*3 (事故日から2年以内)	500万円
共済期間(1年)につき 1回 100万円	学業復帰支援臨時費用 (重度後遺障害を負って復学した場合)	—
共済期間(1年)につき 1回 1万円	こころの早期対応保障 (精神疾患の診療を受けたとき)	—

- *1 医師の指示により固定具を装着した場合、ケガ通院共済金10日分が通院日数に加算される場合があります。
*2 労働者災害補償保険法施行規則の障害等級表の1級、2級、3級の状態。
*3 労働者災害補償保険法施行規則の障害等級表の1級、2級、3級の②③④の状態。
※新社会人コースB1200コースにはストーリーカー被害見舞金はありません。
★障害の程度に応じて金額が変わります。

お申込みについて

- 新社会人コースB1200コースは学生総合共済加入者が継続可能な保障です。
学生賠償責任保険・就学費用保障保険のみのご加入者は学生総合共済に加入いただくことで継続が可能です。
- 新社会人コースB1200コース申込時には地域生協組合員の加入が必要です。
- 卒業予定年月の3ヵ月前頃にお手続きのご案内をお送りいたします。

扶養者を亡くされた学生への緊急援助奨学金

大学生協学業継続奨学制度

愛称：たすけあい奨学制度



※学生総合共済の保障ではありません。ご注意ください。

この制度は、在学中に扶養者を亡くし学業継続が経済的に著しく困難な学生へ返還不要の奨学金を贈り、「学業を続けたい」という想いを応援する奨学制度です。

主に全国の学生・教職員・大学生協・企業など、当制度に賛同いただいた方からの寄付金によって財政が成り立っています。

応募資格

- 全国大学生協連加盟の会員生協のある学校の学生・院生、専門学校生・高専生(ただし、留学生は大学生協の組合員に限りません)
 - 全国大学生協連加盟のインターカレッジコープの組合員である学生、または加盟の大学生協の組合員である高校生。
 - CO-OP学生総合共済の加入者(被共済者)である大学生、院生、高専生、専門学校生、専修学校生。
- ※扶養者が亡くなった日から1年以内の応募に限りません。
※ご兄弟でも一人ひとり応募できます。

応募方法

- ①当財団HPからWEB応募(右二次元コード)
 - ②応募用紙・専用封筒を使って郵送による応募
- ※応募用紙・専用封筒は各大学生協の窓口や、当財団HPにて入手できます。



審査・給付について

応募書類によって審査を行い、給付者を決定します。給付された奨学金は返還不要です。
※応募・審査・給付までに関する詳細は当財団HPや応募用紙をご覧ください。

- 一般財団法人 全国大学生協連奨学財団(たすけあい奨学制度)
<https://www.univcoop.or.jp/syogakuzaidan/index.html>

たすけあい奨学制度 検索

運営 一般財団法人全国大学生協連奨学財団

問合せ先 ☎ zaidan.jimu@univ.coop